

## 第15回中山台地区教育環境適正化検討委員会議事録

### I 日時

令和3年(2021年)12月20日(月) 11:00~12:05

### II 場所

中山台コミュニティセンター 3階 多目的ホール

### III 次第

- 1 開会
- 2 委員紹介と座長・副座長の選任
- 3 議題
  - (1) 中山五月台小学校の跡地活用について
  - (2) 中山台地区における小中一貫教育について
  - (3) その他
- 4 閉会

### IV 議事録

(事務局)

本日はご多忙中にも関わらず、第15回目となる中山台地区教育環境適正化検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。これより中山台地区教育環境適正化検討委員会を開催いたします。

～配布資料確認～

続きまして、教育委員会管理部長よりごあいさつさせていただきます。

～事務局あいさつ～

ここからは座長に進行をお願いいたします。

(座長)

小学校2校の統合についてはコロナがあって一年延期となりましたが、延期したからにはより良い統合ができるように今後も残された課題をつめて、皆さまの知恵を拝借しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、ここからは私が進行をさせていただきます。

早速ですが、議題に移らせていただきます。中山五月台小学校の跡地活用について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料2に基づき説明します。企画経営部施設マネジメント課と管理部学事課の両名の名前になっています。この中山台地区教育環境適正化検討委員会を平成28年7月に

設置してから学校園の適正規模、適正配置や小中一貫教育等の教育環境についてご検討いただいた経緯がございます。地域からの意見・要望ということで適正化検討委員会からの意見書を平成30年4月12日に取りまとめて意見として頂いております。その第5章の付帯意見等で統合後の施設利用についてという記載がございます。「説明会では、統合後の中山五月台小学校の体育館や運動場の跡地利用について、現時点で具体策を明らかにすることや、社会体育団体が継続して利用できるよう要望型の意見が多数寄せられた。統合の方法や利用する学校施設は、今後、具体的に検討が進められますが、統合後の幼稚園を含む施設利用については、地域と協議しながら、早期に具体的な検討を進めてください。」となっております、こちらが平成30年の中間まとめとして頂いた意見になります。(2)について、中山台地区社会体育団体を含めた中山五月台小学校跡地利用の影響を受ける団体一同様から意見書が令和2年7月1日に出ています。中山台地区学校園規模の適正化における中山五月台小学校跡地の利用についての意見です。「廃校後、利用不可期間を作らないため、売却先、譲渡先等の跡地利用が決まらない場合には、現状通りの利用を可能とすること」という意見になります。それを受けまして(3)の社会体育団体の地域の方々を対象とした意見を聞く会を令和2年の8月から令和3年の6月にかけて4回開催してご意見を聞いてきました。資料の大きな2番ですが施設利用について課題があります。(1)の利用に係る経費負担として、お金の問題があります。電気、水道、法定点検費、設備整備費等の負担です。利用が土・日・祝日等となり、これまでの学校運営のように平日にずっと利用するという事はないにしても、学校は規模が大きな施設になりますので、施設利用には高額な基本使用料や法定点検等の費用が必要となります。こういった大きなお金がかかることが課題となります。(2)の法令上の課題もございます。まずは①学校教育法における位置づけです。廃校後も教材倉庫や里山を利用した環境教育等で中山五月台小学校は利用しますので、新しくできる中山台小学校の附属施設として位置付け、学校としての管理をしようと考えています。②都市計画法、建築基準法における用途地域ということで、法律であの地域にはこういったものが建てることのできるか、こういった使い方ができるかといった利用の制限がかかっています。具体的には第一種中高層住居専用地域という指定がされています。この地域に指定されることで商業施設とか、そういったものは建てられないという制限がされた地域となります。学校施設でないそういった社会体育団体には使っていただくことが難しくなりますので、用途地域上、学校施設として位置付け、利用を続けていただくことを考えています。③として消防法という法律もございます。こちらにおける防火対象物としましては不特定多数の方が今後出入りをされるということで、学校ではなく、集会所といった消防法での取扱いになります。この集会所は学校よりも少し厳しい制限が加えられることとなりますので、この制限をクリアするために新しく消防設備を付ける必要があります。現在設置に係る検討を進めています。次に(3)として施設を管理する上での課題があります。まず、ハード面では法定点検、機械警備、安全点検、修繕が必要な場合の対応等が出てきます。ソフト面では鍵の管理、防火管理者、日常点検(日々の施設管理)等の課題が

あります。今まで話し合いを行い、教育委員会で整理しまして、跡地の体育館、運動場の利用に係る対応についての方向性をまとめたのが資料の大きな3番になります。(1)の経費負担については、学校施設の一部を専有している他校の例により、利用に係る経費の一部を利用者に負担を求めていこうということを考えています。(2)法令上の課題と施設管理につきましては中山五月台小学校の閉校後の施設は、暫定的取扱いとして中山台小学校の教材倉庫等として利用する附属施設としての学校として位置付け、教育委員会が管理を継続するという考え方をまとめています。(3)の利用可能期間については上記(2)の法令上の課題から、暫定的取扱いとしているため、利用可能期間を2年間までの期間とします。ただし、利用可能期間中であっても、市が施設上、安全に利用することが困難であると判断した場合は、利用可能期間を中断して、その段階で施設を閉鎖することとしています。また、施設修繕は行わないことから、その必要性が生じた段階においても、利用可能期間を中断して、その段階で施設を閉鎖することとします。(4)使用許可については中山五月台小学校の施設を利用している社会体育団体に組織する団体を結成して、その団体に使用を許可することとしています。具体的には利用条件と利用の制限される内容と経費の負担を定めた確認書をそういった団体と教育委員会で締結して使用を許可していくという流れで考えています。跡地活用についての資料の説明は以上になります。

(座長)

ご説明ありがとうございました。今の説明で何か質問はございませんか。

(委員)

3の(2)にですが、教育委員会により管理を継続するということですが、管理者はどようになるかという説明をお願いします。

(事務局)

兵庫県の教育委員会を通じて、文部科学省には確認をしています。名目上はどうしていくのかという整理はしていかないといけないところがあります。学校として施設は残しますので学校長になるのか、あるいは管理主体が教育委員会であるならば、その管理者は教育委員会になるのかということ、今後整理していかないといけないところです。しかし、中山台小学校と統合した段階で旧中山五月台小学校となる跡地とは距離的な問題がありますので、その日常管理を中山台小学校で行うのは、実態としては難しいということと、施設管理上、これまでは毎日見ているので教育委員会に報告できますが、それができなくなるので、事実上の管理は教育委員会で対応していく、学校には負担のかからないような対応をしていきたいと考えています。

(座長)

ありがとうございます。その他にご質問はありませんか。

(委員)

こういった形で継続利用するというのは決まったのでしょうか。

(事務局)

今日の会議で地域として継続利用していこうという意見を取りまとめていただければ、私どもが関係団体と調整して、最終的に教育委員会で決定するということになります。今日は皆さま方でこの考え方で良いということであれば、教育委員会としては真摯に受け止めて、対応していくことになります。

(委員)

もう1点よろしいでしょうか。利用に係る経費の一部を利用者に負担を求めるとするのは、実際に負担できる金額になるのでしょうか。

(事務局)

建物を維持していくための費用を含めると大きな金額になってきますが、そこは設置者側、建物を管理する側の責任として、そのあたりの費用は市で負担しないといけなと思います。建物がある以上は管理していかないとはいけません。ただ、光熱水費、これは建物を使わなければかかってこない費用になります。その費用についての負担ということになってきます。他の宝塚市の公共施設の中でも一部地域に貸与しているところがありますので、その例にならって基本料金は負担按分させていただこうと思っています。今想定している中では、負担できないような金額ではないと思っています。そこは利用者側との協議になってきますので、この場では具体的な金額はお示しできませんが、負担可能な金額になると思います。使われた使用料はご負担いただくことになります。

(座長)

ありがとうございます。他にご質問はありますか。

(委員)

使用許可についてですが、中山五月台小学校を利用している社会体育団体で組織する団体を結成し、その団体に使用を許可するとのことですが、これはどのような団体になるのでしょうか。

(事務局)

利用される団体は複数団体が想定されますが、それぞれに確認書を締結していくことは現実的ではありませんので、利用される団体が特定される段階でなんらかの会をつくっていただいて、その会に対して使用許可していきたいと考えています。調整は一つにまとまっていただく方がやりやすいので、細かい内容は団体内で調整していただき、その方が双方にとってやりやすいのではないかとことです。利用される方々の中で特定の団体をつくっていただき、そこと確認書を締結するという想定です。

(委員)

この施設を利用される団体であれば、今使っている団体以外の団体でも使いたいといった団体が出てくれば使えるのでしょうか。それとも今使っている団体限定でしょうか。

(事務局)

あまり広く利用していただくとすると、他校の色々な団体が入ってきます。そうすると調整が難しくなってきます。それと、今回の利用は、これまで使えていた場所が使えなく

なることへの激変緩和となります。そのため、あまり広く団体を募るということは想定していません。さらに、現状どおり使わせてほしいとの要望を受けていることもあります。そういったことから、現状の利用されている団体に利用していただくことを想定していません。

(委員)

そもそも、この跡地利用をする人数の規模とその内の子ども達の数について、想定はありますか。

(事務局)

現在、中山五月台小学校の体育館を利用されている団体では、まずスポーツクラブ21で約300人の会員がいらっしゃいます。その他、おおよそですがバレーボールで15人、バトミントンで23人、空手で15人、卓球で20人がいらっしゃいます。計370人程度が体育館を利用されていると思われます。運動場についてもスポーツクラブ21が利用されていたり、その他軟式の少年野球団やサッカー団体、ソフトボール団体などで160人以上が、現在利用されています。子どもの数につきましては、会員数などは把握していますが、担当課に確認する必要がありますので、確認しましたら報告させていただきます。子どもを中心に活動されているのは、野球団であったりサッカー団体になります。

(委員)

利用可能期間は2年間、令和6年までとなっています。安全面で利用継続が中断される可能性があることはわかりますが、2年間というのはどこからできているのでしょうか。安全に利用していれば延長は可能なのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

(事務局)

2年と定める規定はありませんが、一応なんらかの契約をするにあたっては、一旦はその期間を定めないとはいけません。大前提としては、暫定利用期間だということで年数を定めていかないとはいけません。その中の理由に、法的な解釈、建物的な耐久度はまだ大丈夫であったとしても、あの場所にあの規模の建物を利用していこうと思うと、法的な問題を解決しないとはいけません。それが先ほど説明した、学校であればあの規模であの活用方法で維持することができます。もし学校でなく、スポーツ施設等の用途となるとあの土地の用途地域上、運用ができません。そのため、学校でなければという前提が必要です。ただ、学校であるにも関わらず、日々子どもが登校しない施設となります。実態としては学校ではないのではとの疑義がでてきます。そこを整理したのが、しばらくは学校で使っていた荷物の整理であったり、あるいは、里山学習で使ったりということがありますので、暫定的にこれを学校として位置づけることで、結果として体育館やグラウンドが使えるようになると考えました。ここはあくまでも法律をクリアするために暫定期間という期間を設定して、概ね利用について契約するため、一旦は2年として設定しています。2年として契約する前からその先の話はできませんが、その2年間にどのような方法があるのか、方法は無いとの結論になるのかということも含めて考えていきたいと思います。契約する以

上、期限が必要になりますので、2年とさせていただきます。

(座長)

ありがとうございます。他にありますか。

(委員)

学校として位置づけして2年間、暫定的に契約上何らかの設定が必要とのことでしたが、里山というお話もありました。里山は子どもたちの授業でも使うので教育活動になると思いますが、利用に係る経費を利用者に求めるとの話がありました。教育活動であれば子ども達が授業でトイレに行ったり、手を洗ったりする必要もあります。教育活動で使っている部分とスポーツ団体が使っている部分をどのように分けるのでしょうか。

(事務局)

先ほど申しました基本料金は一定按分して負担していただくということですから、市も負担することになります。利用料は具体的に里山でどのような活動をするのか最終の調整は済んでいません。そのため明確な説明はできませんが、その分の利用料について市も支払わないといけません。それと、教育施設ですが、利用頻度も関係してきます。児童が行けば教育施設になる、例えば遠足で行けばそこが教育施設かということそうはなりません。2年間というのは法的にはグレーな状況にはなってきますが、全体的にウィンウィンの関係でと考えるとこのような解釈が必要になってくると思います。

(座長)

色々な疑問がわいてくるかと思えます。今のうちに聞けることを聞いておいてください。

(委員)

安全管理はどこが責任を持ちますか。

(事務局)

最終的には設置者としての市になります。ただ、利用にあたっては保険に入っていたりなど、使用許可する際の条件としていきたいと思えます。少なくとも体育館の中で起きたことについて、最終的な責任者は市になりますが、市の公共施設も保険に入っています。万が一という時には、そうした保険を使った対応が可能だということになっています。

(委員)

跡地に係る経費について数字を見ると大きな金額だと思えますが、私からすると市全体で見ると無駄なところに経費がいつていると思えます。このような経費を必要なところに使っていただきたいと思えます。先日、土曜日に中山五月台小学校の体育館で子ども達のクリスマス会があり、80数名参加していて、とても楽しそうでした。そのような活動ができる場をお金で消してほしくないのと、全体的に見て無駄なものを省いて生きるお金にしてほしいと思えます。

(事務局)

中山五月台小学校の運動場や体育館については、他では月曜日に学校に来ると体育館が使えないような状態だったりする学校もありますが、運動場の雑草引きからにがりまきな

ども含めて地域の方、利用団体の方で非常にきれいに利用されてお返しいただいているということもありまして、地域とうまく連携のとれた学校運営ができている経過があります。そうした意味ではあまり手を入れることなく、地域の方にご利用いただき、保全もしていただけるような施設になっていけるのかなと思います。そのあたりも期待して土地管理ができればと思います。

(事務局)

先ほどご質問がありました中山五月台小学校を利用しているスポーツ団体の人数についてですが、延べの利用者数について報告させていただきます。多い時期ですと月にして1,300人以上の方がご利用されており、内訳としては大人が約630人、子どもの利用は670人が利用されているとのこと。年間にしますと、13,000~15,000人程度の方が利用されており、多くの方々が中山五月台小学校の運動場や体育館を利用されています。

(座長)

ありがとうございました。

(委員)

使用許可についてですが、要するに中山五月台小学校を使っている社会教育団体で団体を結成して確認書を締結するので、その範囲の団体とその範囲の条件で利用してもらうということですね。この地域に住んでいるけれども、登録している以外の団体が明日使わせてと言ったとしてもそれはダメということですね。登録して確認して状況を知っている人が使うということですね。

(事務局)

その通りです。

(座長)

それでは、ご提案いただいた中山五月台小学校の跡地活用については教育委員会が決めただけだとおりに進めさせていただくということでしょうか。

(委員)

そう聞かれて、良いと答えるとそれで決まったことになるのでしょうか。

(座長)

中山五月台小学校の社会体育団体との検討に移ることになると思いますが、まずはここでその方向性を示さないことには、その話し合いに移ることができないと思います。その検討の場に移って良いですかということです。

(委員)

手を挙げれば良いですか。どうすれば良いでしょうか。

(座長)

具体的にここで決をとるとは聞いていませんが、この方向で社会体育団体との話し合いに進むという方向性さえ決めれば良いですね。

(事務局)

そうです。最終的には教育委員会で決定させていただきます。

(委員)

社会体育団体にとってはこの方向で良いのかなという気がしていますが、中山五月台小学校の跡地の利用については、地域の中には別の利用を望んでいる方々もいると、過去にはそのようなお話もあったと思います。ここでその方法の承認をする事で、その方々の希望を断つというか、今ここで確定してしまうようなことになってしまうのか、それはそれで別途話し合いをしていけるものなのか、そのあたりがわかりませんがいかがでしょうか。

(事務局)

あくまでも暫定的な利用ということになります。また先ほど申しましたように法的な制限が加わってくることがわかってきましたので、新たなご意見にどこまで対応できるのかわからないところがあります。ただ、全ての意見をここで終わりということではなく、暫定的な利用の中で新たなご意見をいただければ、暫定的な利用を少し制限するとか、隙間を使って利用いただけるのであれば、許される範囲で検討が必要だと思います。あと、跡地利用全体となってくると、コミュニティとの関係も出てきますので、そこはコミュニティで一括してまちづくりの視点で学校をどうしていくのか意見を取りまとめていこうとされていますので、そのあたりとの調整も必要となってくると思います。

(委員)

あくまでも今同意するのはスポーツ団体の利用に関する部分についてということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

暫定期間の2年が終わった後について、今後継続するのか終わられるのかというお話しをされるという解釈で大丈夫でしょうか。また、暫定利用期間2年間で終わりますとなった場合に、まちづくりの観点もあると思いますのでコミュニティと話し合いをされると思いますが、コミュニティには色々な人がいらっしゃって色々なご意見があると思います。狭いと言えども、ヒルズからサンハイツまで、色々な方がその地域ごとにお住いになっています。今回PTAのお話をする中でそれを感じましたし、色々なご意見をいただきました。コミュニティでもたくさんご意見があると思います。そのようなご意見を踏まえてお話しを進めていただけていて大丈夫でしょうか。また、どのように意見をあげていけば良いでしょうか。

(座長)

まず、この会議は教育環境を考える会議ですので、体育館とグラウンドについては、教育施設として学校施設として暫定期間は認めましょうという決定であるので、そこからはずれてしまえば、地域と市の話し合いになると思います。その話し合いの設定をどうするかということころは、コミュニティにまちづくりを考える会議がありますので、その中で進



めてもらえるものと思っています。ここにコミュニティの会長も出席されていますので、今のご意見をしっかりと受け止めていただいていると思います。

(委員)

今のご質問ですが、中山台コミュニティだけでなく、宝塚市にはまちづくり協議会が20ありまして、中山台コミュニティにおけるまちづくり計画の1つに中山五月台小学校跡地の有効利用というテーマをあげています。毎月行っている評議委員会では、先月の会議で検討を進めていこうとしており、これまでコロナの関係で議論の時間があまりとれなかったため、来月から委員会で検討を進めていきます。中山台コミュニティとして中山五月台小学校跡地の有効利用について行政をまきこんで、有効利用していきたいという地域の方のご意見やお気持ちがありますので、この会とは異なる場になりますが話を進めていきたいと思っています。

(委員)

違った観点でお聞きして申し訳ありません。どこで話せば良いのかわからなかったのですが、そのお話が出たので、ぜひとも地域の皆さんの意見を吸い上げていただいて、より良い地域にしていだけたらと思います。委員会をつくれるということで、色んな方が入っていただけるような形にしていだけたらと思います。よろしくをお願いします。

(座長)

色々のご意見を出してくださいと言っておきながら、まだ議題も残っています。この件については、この流れで社会体育団体とお話いただくようお願いします。

次の議題に移らせていただきます。「中山台地区における小中一貫教育について」になります。今後検討していかないといけないことだと思えます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

この中山台地区教育環境適正化検討委員会は、中山桜台小学校と中山五月台小学校の統合だけをテーマとした会議ではなくて、広く中山台地区全体の教育環境をテーマに取り上げてきています。その上で、実施も含めて私たち行政と協働で取り組むための組織です。今まで、中山五月台幼稚園の閉園、閉園後の通園手段、中山五月台中学校への対策として山手台中学校区の一部を校区選択制にするといったテーマに取り組んできました。そして、中山桜台小学校と中山五月台小学校の統合に取り組み、現在に至っています。テーマがまだ残っておりまして、それが議題にあがっている中山台地区の小中一貫教育についてになります。これが次のテーマになります。当初から、統合の目途がたてば、小中一貫教育についても取り組んでいこうということでしたが、同時に着手することができていませんでした。申し訳ありません。統合も概ね来年4月に向けて着実に進んできておりますので、そろそろ次の段階のことも少しイメージしながら取り組んでいただければと思っています。具体的に今すぐということではありませんが、統合を終えて、開校記念式典が終わったあたりで小中一貫教育について、この中山台地区教育環境適正化検討委員会の中でその仕

組みや、そうした知識、皆さんと勉強していくことも含めて取り組んでいかなければいけないと思います。今回の学校統合で学校統合準備会のように小中一貫教育についても会議体も設置するなど、地域と協働によって取り組んでいかないといけないと思っています。本日は、統合の次のテーマは小中一貫教育ですということの頭出しになります。来年度の取り組みのメインとなるのは小中一貫教育ですということのご理解をいただき、中山台地区教育環境適正化検討委員会は来年度も継続するというご了承をいただこうということが、この議題の趣旨になります。詳細については、次回以降、ある程度のスケジュールも出しながら、どんなことをしていくのかということもご説明できればと思っています。

(座長)

ありがとうございました。今のお話で何か質問ございますか。

(委員)

委員についてですが、今取り組んでいる学校統合では、準備会があって、部会があって、委員構成をされていて、その委員にこの会議の委員にもPTAから参加させていただいています。今後の委員構成で、同じような人数でPTAから参加すると考えておいて良いでしょうか。現在は各学校から4人ずつ参加しています。次は中山台小学校のPTAから4人参加するというイメージで良いでしょうか。まだ詳細は決まってないと思いますが、ある程度目途をつけておかないとお声かけも時間がかかってしまいます。

(委員)

そういうことも含めて、この委員会で統合が終わった後にどうするかを話し合いたいと思います。市が決めるのではなく、まずはここで話し合ってから、具体的な仕組みは市にお願いすることになります。統合がひと段落したら、準備会を解散するのかどうかの話も出てきます。一時は残してフォローすることも考えられます。それも含めて、適正化検討委員会の守備範囲にあるとして、一番大きなテーマだった統合が終わった後にどうするという話の中で、今後の会議体の委員構成についても話ができれば良いのかなと思います。

(委員)

今のお話はとても大事な話ですが、2校を1校にするということでこれまで進めてきています。令和4年4月に中山台小学校をスタートした1年目は大事な年ですので、学校統合準備会はいきなり解散ではなくて、準備が終わり次は実行ということで、せめて1年間ぐらいは様子を見る意味でも組織を残すことが大事だと思います。

(座長)

適正化検討委員会ではなく、準備会として残った方が良いということでしょうか。

(委員)

適正化検討委員会でも残しておくべきことが大事だと思います。

(委員)

小中一貫教育についてですが、スケジュール的に考えると、この1年コロナでまちづくり協議会の会議も実質出来ておらず、その後気になっていたのですが、宝塚市ではコミュ

コミュニティスクールということで既に進めているところがあります。中山台コミュニティについては、まずは統合が最優先ということで、統合が終わってからコミュニティスクールを進める予定になっていると思います。スケジュール的にいきなり小中一貫教育ではなく、もう少し先ではないかと思います。教育委員会ではどのように考えていますか。

(事務局)

小中一貫教育とコミュニティスクールの取組は連動しており、市の方でも連動したものでないといけないと認識しています。改めて学校教育部が要綱から、将来的には規則にして、少し枠組みも含めて変更して強化して取り組んでいくという方向性をもっています。具体的に、詳細については決まっていますが、コミュニティスクールの取組みについて市としては小中一貫教育とは別に全市的に取組みを進めていくこととしています。

(座長)

皆様のご意見をお伺いしていますと、適正化検討委員会があって統合に向けての準備会があってということで進んできていますが、統合が終わって解散ではなくて、検証のためにはそれぞれの部会で会議を開かないといけないと今日感じています。適正化検討委員会としては、統合、そして小中一貫教育全て終わるまでは継続していきます。その中でまた新たな仕組みを考えていかないといけないと思います。それは今から時間をかけて話し合っていないといけないと思います。まず小中一貫教育について事務局からの説明を聞くにとどまるということで、今後の進め方については次回に皆さんと論議を進めたいと思いますし、学校統合の後にどう検証していくかということも議題にしないといけないと思います。

時間が無いのですが、せっかく今日裏地校長先生が来られていますので、適正化検討委員会で最初に決めた通学区域の弾力的運用について状況を教えていただけますか。

(委員)

山手台中学校の自由校区については、1名の年が多かったのですが、ありがたいことに今年は7名の方から希望をいただいています。私立に行く子もいるかもしれませんが、中山五月台中学校を選んでいただき、非常にありがたいです。また、別件ですが、小中一貫教育について、3校長集まりながら色々勉強しまして、各学校で来年度からコミュニティスクールを立ち上げますが、中山台小学校と中山五月台中学校では1つのコミュニティスクールを立ち上げようと思っています。この地域で育った子ども達を小・中で育てていこうと考えていますので、来年4月になるか5月になるかわかりませんが、小・中合同のコミュニティスクールを、市内では西谷小・中に続き2番目になりますが、合同で立ち上げようと思っています。

(座長)

ありがとうございました。来年度7名が希望されているということで、このままこの流れが続いていけば人数が減っていくのも食い止められるのかなと期待するところです。時間が無くなってしまったので、その他言いたいことがある方もいらっしゃると思いますが、

言い残されたことありますか。

(委員)

この会議の議事録の確認について、決まりはありますか。準備会や部会では議事録を送っていただいておりますが、適正化検討委員会の議事録は読んだことがありません。この場の皆さまがよろしければ同じように送っていただいて読ませていただくことはできますか。

(事務局)

議事録は公開させていただくこととなります。また、皆さんにもお送りします。

(委員)

準備会と同じような感じで読ませていただいて間違いが無いかなど確認させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(座長)

その他、事務局から何かありますか。

(事務局)

特にございません。

(座長)

すみません、時間が少し過ぎてしまいましたけれども、本日の議事は全て終了しました。また今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日はお忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。第15回中山台地区教育環境適正化検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。